



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年 2月26日火曜日 第1941号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	119
海岸保全区域の指定の一部改正.....	119
建設業法第29条の2の規定による公告.....	123
東予港港湾計画の変更の概要.....	123

告 示

○愛媛県告示第 245 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ福武店
西条市福武字沢ノ前甲 971 番 - 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山芳彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年10月 5 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,064平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数

203台

イ 駐輪場の収容台数

91台

ウ 荷さばき施設の面積

90平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

50.1立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時40分から午前 0 時20分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成20年 2月 4 日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 246 号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年 3月愛媛県告示第 276 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1 ~ 113	省略					1 ~ 113	省略				
114	豊後水道東沿岸玉津漁港海岸白浦地区海岸	宇和島市	宇和島市長	2.0 46メ ートル	省略	114	豊後水道東沿岸玉津漁港海岸白浦地区海岸	吉田町	吉田町長	4.8 91メ ートル	省略
	豊後水道東沿岸玉津漁港海岸深浦地区海岸	宇和島市	宇和島市長	2.1 49メ ートル	基点1から基点42までを順次結んだ線並びに基点42、補助点42、補助点38、補助点37、補助点36、補助点35、補助点30、補助点27、補助点22、補助点19、補助点18、補助点17、補助点13、補助点12、補助点4、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、宇和島市吉田町法花津字宮ノ浦1番耕地294番5地内の標柱（X座標35753.275 Y座標-91903.262） 基点2は、基点1から317度27分12秒65.83メートルの地点 基点3は、基点2から288度03分56秒33.71メートルの地点 基点4は、基点3から234度22分50秒49.81メートルの地点 基点5は、基点4から279度00分35秒40.84メートルの地点 基点6は、基点5から244度53分46秒18.05メートルの地点 基点7は、基点6から210度47分22秒33.47メートルの地点 基点8は、基点7から250度34分45秒39.80メートルの地点 基点9は、基点8から285度18分03秒34.82メートルの地点 基点10は、基点9から254度08分38秒22.58メートルの地点 基点11は、基点10から233度57分35秒86.82メートルの地点	115	豊後水道東沿岸玉津漁港海岸深浦地区海岸	吉田町	吉田町長		1 北宇和郡吉田町大字深浦3番耕地の232ノ1番地南東隅に位する防波堤基部の標識杭の点 2 1点より48度測線上124メートルの点 3 2点より109度測線上99メートルの点 4 3点より140度測線上92メートルの点 5 4点より80度測線上24メートルの点 6 5点より34度測線上63メートルの点 7 6点より37度測線上112メートルの点 8 7点より41度測線上50メートルの点 9 8点より14度測線上93メートルの点 10 9点より24度測線上127メートルの点 11 10点より27度測線上50メートルの点 12 11点より67度測線上125メートルの点 13 12点より132度測線上69メートルの点 14 13点より150度測線上50メートルの点 15 14点より180度測線上88メートルの点 16 15点より142度測線上55メートルの点 17 16点より58度測線上144メー

基点12は、基点11から199度09分41秒47.45メートルの地点
 基点13は、基点12から175度39分13秒43.83メートルの地点
 基点14は、基点13から215度51分49秒52.35メートルの地点
 基点15は、基点14から236度31分11秒72.97メートルの地点
 基点16は、基点15から245度27分02秒26.75メートルの地点
 基点17は、基点16から217度11分07秒24.79メートルの地点
 基点18は、基点17から264度00分43秒25.31メートルの地点
 基点19は、基点18から318度18分05秒34.20メートルの地点
 基点20は、基点19から350度05分43秒57.89メートルの地点
 基点21は、基点20から0度51分02秒40.82メートルの地点
 基点22は、基点21から319度58分06秒102.53メートルの地点
 基点23は、基点22から248度24分13秒69.09メートルの地点
 基点24は、基点23から245度45分25秒5.76メートルの地点
 基点25は、基点24から249度11分33秒79.30メートルの地点
 基点26は、基点25から180度48分14秒34.50メートルの地点
 基点27は、基点26から212度44分36秒32.58メートルの地点
 基点28は、基点27から193度05分12秒70.59メートルの地点
 基点29は、基点28から207度00分11秒39.37メートルの地点
 基点30は、基点29から187度14分39秒106.20メートルの地点
 基点31は、基点30から215度30分12秒31.60メートルの地点
 基点32は、基点31から227度18分51秒32.36メートルの地点
 基点33は、基点32から205度33分59秒76.61メートルの地点
 基点34は、基点33から217度53分07秒38.51メートルの地点
 基点35は、基点34から203度12分59秒38.61メートルの地点
 基点36は、基点35から248度12分15秒28.30メートルの地点
 基点37は、基点36から309度42分22秒127.67メートルの地点
 基点38は、基点37から290度18分34秒47.00メートルの地点

トルの点
 18 17点より40度測線上44メートルの点
 19 18点より8度測線上90メートルの点
 20 19点より67度測線上105メートルの点
 21 20点より98度測線上67メートルの点
 22 21点より63度測線上70メートルの点
 23 22点より96度測線上45メートルの点
 24 23点より63度測線上46メートルの点
 25 24点より132度測線上130メートルの点
 北宇和郡吉田町大字法ヶ津1番地295番地標識杭
 25' 25点より150度測線上60メートルの点
 24' 24点より200度測線上40メートルの点
 22' 22点より174度測線上40メートルの点
 19' 19点より126度測線上40メートルの点
 18' 18点より107度測線上30メートルの点
 16' 16点より180度測線上30メートルの点
 15' 15点より262度測線上30メートルの点
 14' 14点より261度測線上40メートルの点
 12' 12点より180度測線上50メートルの点
 11' 11点より141度測線上50メートルの点
 8' 8点より114度測線上40メートルの点
 6' 6点より118度測線上50メートルの点
 4' 4点より180度測線上8メートルの点
 3' 3点より203度測線上50メートルの点
 2' 2点より168度測線上50メートルの点
 1' 1点より143度測線上30メートルの点
 以上 1 2 3 4 5 6
 7 8 9 10 11 12 13
 14 15 16 17 18 19 20

				基点39は、基点38から245度44分53秒41.75メートルの地点 基点40は、基点39から223度58分23秒77.60メートルの地点 基点41は、基点40から232度29分02秒216.61メートルの地点 基点42は、基点41から175度37分54秒13.33メートルの地点 補助点42は、基点42から138度53分35秒73.04メートルの地点 補助点38は、基点38から184度14分47秒90.03メートルの地点 補助点37は、基点37から168度12分12秒94.35メートルの地点 補助点36は、基点36から217度28分04秒66.48メートルの地点 補助点35は、基点35から152度19分50秒69.75メートルの地点 補助点30は、基点30から121度29分26秒65.11メートルの地点 補助点27は、基点27から104度28分53秒61.14メートルの地点 補助点22は、基点22から184度11分50秒103.39メートルの地点 補助点19は、基点19から248度34分42秒70.14メートルの地点 補助点18は、基点18から209度54分49秒76.10メートルの地点 補助点17は、基点17から163度55分24秒72.78メートルの地点 補助点13は、基点13から141度15分45秒67.60メートルの地点 補助点12は、基点12から105度05分44秒68.45メートルの地点 補助点4は、基点4から189度32分56秒63.88メートルの地点 補助点1は、基点1から177度32分18秒95.50メートルの地点				21 22 23 24 25 25' 24' 22' 19' 18' 16' 15' 14' 12' 11' 8' 6' 4' 3' 2' 1' 1に囲まれたる区域		
	豊後 水道 東沿 岸 玉津 漁港 海岸 筋地 区海 岸	宇和 島市	宇和 島市 長	885 メー トル	省略	116	豊後 水道 東沿 岸 玉津 漁港 海岸 筋地 区海 岸	吉田 町	吉田 町長	省略
115 ~ 18 3 省略						115 ~ 18 3 省略				

○愛媛県告示第 247 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条の 2 の規定に基づき、次の建設業者の営業所の所在地又はその所在が確知できないので公告する。

平成20年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名
(般 - 19) 第15095号	平成19年 8月 8 日	有限会社川中工事	川中 隆志

○愛媛県告示第 248 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成20年 2月26日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（平成17年 5月愛媛県告示第1028号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地区名	水 深（メー トル）	面 積（ヘクタール）
西 条	5 5	3

(2) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は 専用の別	水深（メー トル）	延長（メー トル）	用 途
西 条	専 用	5 5	610	一般船用

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課